

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙1) 裁判

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第6章 司法 (別紙1) 裁判

司法権は、すべて最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する(日本国憲法第76条)。

1. 裁判の意味と分類

裁判とは、具体的な事件について、法律に基づいて国家が判断を下すことをいう。

裁判には、三種類があります。

- ① 刑事裁判・・・犯罪、刑罰について判断を下す。
- ② 民事裁判・・・民間の私的な権利などの争いについて判断を下す。
- ③ 行政裁判・・・行政処分をめぐる争いに判断を下す。

2. 司法権

法に基づいて裁判を行うために裁判所に与えられた権限を司法権と言います。三権分立(立法権・行政権・司法権)の一つ。基本的人権を守る大切な権限。

3. 裁判所の地位

1) **司法権の独立**・・・司法権は裁判所にあり、国会や内閣など、他のどんな権力や機関からも侵されない(司法権の独立)。また、裁判官は、自分の良心に従い、憲法と法律のみに基づいて、独立して裁判を行わなければならない(裁判官の独立)。

2) **違憲立法審査権**・・・いっさいの法律や命令・規則・処分などが憲法に違反していないかを判断する権限。違憲法令審査権ともいう。すべての裁判所が持つが、最高裁判所はその最終的な判断を下す終審裁判所である。

3) **裁判官の身分保障**・・・罷免されるのは、①病気の場合 ②国会の弾劾裁判の判断 ③最高裁の裁判官は、国民審査の結果 ④定年 ―― の場合のみ。

裁判所の種類

1. 最高裁判所
2. 高等裁判所
3. 地方裁判所
4. 家庭裁判所
5. 簡易裁判所

弾劾裁判

弾劾裁判所は、国会に設置されています。裁判員は、衆議院と参議院からそれぞれ7人の議員が選任されます。裁判長は互選によります。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> 一覧へ戻る

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE 【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.